

保育料（保育施設等の利用料）に関するお知らせ

1. 保育料について

保育料基準額表は、裏面に記載しております。

保育料は4月1日時点の年齢に基づいて決定しますので、年度の途中で誕生日を迎え、年齢が上がっても保育料算定の基準となる年齢は変わりません。

なお、階層区分や子どものクラス年齢により、次のような保育料の軽減があります。

2. 保育料の軽減について

◎ 国の制度（多子世帯やひとり親世帯等に対する軽減）について ※申請手続きは必要ありません

（1）要保護世帯（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯等）

要保護世帯で市区町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯を対象に、第1子の保育料が半額、または、9,000 円のいずれか低い金額、第2子以降が無料となります。

※第何子に該当するかの判定は以下「多子世帯」をご覧ください。

（2）多子世帯

市区町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯を対象に、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。

第何子かの確認は、保育施設等を同時利用している必要や年齢制限はありません。また、生計同一であれば市外の学校に通っている場合など、別居の子も含めることができます。

◎ 第2子以降の軽減（大分にここに保育支援事業）について ※申請手続きが必要です

・対象者：第2子以降の子ども

・軽減額：第2子以降は無料

※第何子かの判定に、年齢や生計同一の制限はありません。

○提出書類 「第2子以降の3歳未満児に係る保育料等確認決定申請書」

子ども入園課、東部・西部保健福祉センター、各支所、各保育施設等にございます。また、大分市ホームページからもダウンロードが可能です。

○提出先 子ども入園課、東部・西部保健福祉センター、各支所、各保育施設等

※オンラインで申請（ご利用にあたり事前に利用者登録が必要な場合があります。）することもできます。

※すでに申請している・軽減措置を受けている場合は、手続き不要です。

（注意） 保育料の軽減については、まず国の軽減制度を適用した後に、市の軽減制度を適用します。

きょうだいが療育機関へ在籍（予定）で軽減を適用するには、4月1日以降の所属を確認できる「在園・通園証明書」の提出が必要となります。

また、保育料の軽減に該当すると思われる世帯で、就学等により別世帯のお子さんがいる場合は、担当課までご連絡ください。

大分市役所 子ども入園課 入所・入園担当班
TEL：097-537-5794（直通）



保育所・認定こども園(保育部分)の保育料

大分市保育認定保育料基準額表

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分				保 育 料 (月額・円)	
階層 区分	定 義			3 歳 未 満 児	
				保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯又は里親(※1)の属する世帯			0	0
B1	市区町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯(※2)		0	0
B2		B1に該当する世帯以外の世帯		0	0
C	A階層を除き市区町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ世帯 (所得割の額のない世帯)		9,800 (4,900)	9,600 (4,800)
D1		所得割の額 48,600円未満		13,600 (6,800)	13,300 (6,650)
D2		48,600円以上 97,000円未満		22,500 (11,250)	22,100 (11,050)
D3		97,000円以上 169,000円未満		36,000 (18,000)	35,300 (17,650)
D4		169,000円以上 301,000円未満		44,000 (22,000)	43,200 (21,600)
D5		301,000円以上 397,000円未満		46,000 (23,000)	45,200 (22,600)
D6		397,000円以上		59,800 (29,900)	58,700 (29,350)

(※1)「里親」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親を言います。

(※2)ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯であっても、市区町村民税課税世帯の場合はB1階層に該当しません。

◆保育料決定に用いる市区町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除(ふるさと納税含む)・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

◆小学校就学前の範囲において、認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育所を利用する子どもが2人以上いる場合、当該子どものうち最年長児を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子は()内の額、第3子以降は0円となります。

このカウントには認可外保育施設(企業主導型保育所を除く)を利用する子どもは含まれません。ただし、年収360万円未満相当世帯では、未就園児、認可外保育施設を利用する子どももカウントに含まれます。

なお、第2子以降の子どもについては、大分にここ保育支援事業の対象となりますので申請により保育料は0円となります。

◆8月分までの保育料は前年度の市区町村民税額、9月分以降の保育料は今年度の市区町村民税額によって決定されますので、8月以前と9月以降で保育料が異なることがあります。

◆この保育料のほかに、各園によって実費徴収や上乗せ徴収があります。3歳以上児の保育料は無料となりますが、副食費は引き続き保護者のご負担となります。ただし、以下にあてはまる方は免除となります。

①市区町村民税所得割額が57,700円未満(ひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯は77,101円未満)の世帯の子ども

②第3子以降の子ども
副食費の徴収額は各施設によって異なります。詳細は各施設にお問い合わせください。

◆この表にある「ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯」とは、次に掲げる世帯を言います。

①「ひとり親世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

②「在宅障がい児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア. 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ. 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ. 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者